

市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における現状と取組

1 子ども家庭総合支援拠点の設置状況(全39市町村)

市町村において、母子保健の担当部署と子育て家庭の情報を共有しながら専門職が必要な支援につなぐ「子ども家庭総合支援拠点」の役割は重要であり、**全市町村に設置を促進**している。

○設置済み 11市町村
(R2.7月現在)

○設置検討 16市町村

○R元年度の取組

設置促進のための会議や研修の実施

☑4月: 県子ども・子育て支援3課連携会議

☑5月: 市町村主管課長会議

☑6月: 市町村子ども・子育て担当者研修

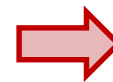
☑8月: 県・市町村長サミット(情報提供)

☑8月・1月: 市町村向け拠点設置促進研修

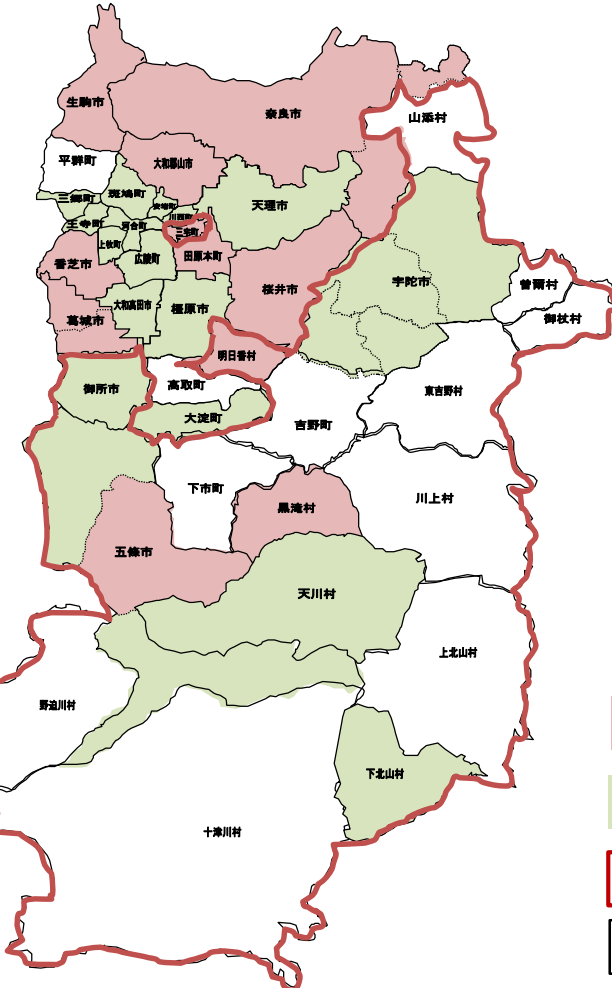
●R2年度の取組

■研修等の継続、及び課題に対し個別助言

■県が実施する児童福祉司任用前研修の受講対象者に市町村職員を含める



人員確保の
支援



■: 設置済み 11市町村

■: 設置検討 16市町村

□: 過疎地域 18市町村

□: 未定 12町村

2 設置にあたっての課題

●専門職の人員確保

支援拠点は、児童人口規模に応じて設置形態（5類型）が区分され、最低配置人員が定められている。

未設置26市町村の児童人口

- ・1000人未満 14町村
(過疎地域12町村)
- ・1000人以上5000人未満
10市町村
(過疎地域2市)
- ・5000人以上9000人未満
2市町

未設置市町村	類型	児童人口規模	子ども家庭支援員	虐待対応専門員
26市町村	小規模A型	概ね0.9万人未満	常時2名	
1市	小規模B型	概ね0.9万人以上1.8万人未満	常時2名	常時1名
1市	小規模C型	概ね1.8万人以上2.7万人未満	常時2名	常時2名
—	中規模型	概ね2.7万人以上7.2万人未満	常時3名	常時2名
—	大規模型	概ね7.2万人以上	常時5名	常時4名

抜粋:「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

未設置の26市町村は、半数以上が児童人口1000人未満の町村であり、職員数も少なく、専門職の確保は困難。

国にお願いすること

- 児童人口が少ない市町村において、設置運営要綱における専門職の人員配置標準を常時2名配置から常時1名に緩和いただきたい。

●人員配置標準の緩和

専門職配置標準	現行	要望
子ども家庭支援員	常時2名 (1名は非常勤可)	常時1名